

上河内駐在所だより

令和8年9月号
上河内駐在所発行
028-674-2100

【秋の交通安全運動について】

【期間】

9月21日(月)から9月30日(水)まで

【運動の重点】

- ① 歩行者の安全確保と反射用品の着用推進
- ② 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自動車等の交通ルールの理解・遵守の徹底



生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線がない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h

▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

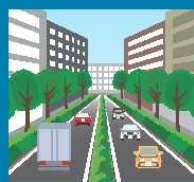
①

道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



②

道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



③

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

④

自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。